

平成16年7月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成15年(ネ)第3519号不当利得返還等本訴請求,受講料等反訴請求控訴事件(原
審・神戸地方裁判所尼崎支部平成13年(ワ)第874号,平成14年(ワ)第470号)

口頭弁論終結日 平成16年3月3日

判 決

[Redacted]

[Redacted]

控 訴 人

[Redacted]

(以下「控訴人[Redacted]という。)

①

同 所

控 訴 人

[Redacted]

(以下「控訴人[Redacted]という。)

②

上記2名訴訟代理人弁護士

[Redacted]

[Redacted]

被 控 訴 人

[Redacted]

訴訟代理人弁護士

[Redacted]

[Redacted]

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 控訴人 [Redacted] ①

①

ア 原判決中, 控訴人 [Redacted] に関する部分を次のとおり変更する。

イ 被控訴人の控訴人 [Redacted] に対する本訴請求をいずれも棄却する。

①

ウ 被控訴人は、控訴人^①に対し、458万7350円及びこれに対する平成14年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（反訴請求）。

エ 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

オ 仮執行宣言

(2) 控訴人^②

ア 原判決中、控訴人^②に関する部分を取り消す。

イ 被控訴人の控訴人^②に対する請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁（被控訴人）

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」（原判決2頁18行目から25頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人らの補足主張

(1)ア 本件易学受講契約には、法（消費者契約法）4条3項2号に該当する事情はない。被控訴人は、明示的にも黙示的にも退去の意思を表示したことはなかったし、被控訴人は控訴人^①と入り口のそばで面談していたから、退去する気であれば、心理的にも物理的にも退去するについての障害はなかった。また、被控訴人は、易学に興味を有していた上、生活に心配がなく、真言宗の教師であるおばの手伝いをするなど、人の運命や生死に関し、それなりの考えを持っていると思料される立派な社会人で、頭が良くなり運命を変えたいとの気持ちの強い女性であったから、平成13年6月2日に、困惑の結果、控訴人^①の教室から退去できなかったはずがない。

イ 仮に本件易学受講契約締結時に被控訴人が困惑していたとしても、その後、被控訴人が師範科までの受講の申込みをしていること、たびたび易学を学びに控訴人^① 方に来たことからすると、取消権を放棄したものといえることができる。

(2) 本件付随契約につき、法4条1項2号に該当する事由はない。控訴人^① は、人生のアドバイザーであり、人間の将来についてその運命を断定するはずがない。また、本件付随契約の対象である改名、ペンネーム、印鑑の作成で運勢がよくなると被控訴人が考えるはずがない。良いにしろ悪いにしろ、これらのことで被控訴人がその気になる一助と考えただけである。

(3) 本件ログハウスの売買については、手付金200万円の授受があり、対象の土地建物について、現地で詳細に控訴人^② が説明していることからして、代金1700万円として、契約が成立したものである。仮にその後に増額要求をしたとしても、それは、1700万円を前提として、それからの話である。

控訴人^① は、本件ログハウスの売主ではなく、売買契約成立の手助けをただけである。

(4) 反訴請求について（暴行について）

被控訴人は、感情の赴くまま、控訴人^① の左手首を叩いた。その被害事実は診断書等の証拠（乙27）によっても明らかであり、控訴人^① が他に負傷をするような事情はなかった。暴行の事実は、暴行の態様に関する控訴人^① の供述に変遷あるいは曖昧さがあるといったことで左右されるものではない。また、傷害被疑事件で被控訴人が不起訴になったからといって、暴行がなかったとはいえない。

3 被控訴人の主張

(1) 本件易学受講契約の取消権の放棄について

控訴人らの主張では、被控訴人の平成13年6月2日以降のどのような所

為につき、具体的にどの言動をもって、どの時点で取消権の放棄があったといえるのか判然としないから、その主張には理由がない。

(2) 本件付随契約について

控訴人^①は、本件付随契約につき、「控訴人^①は「人生のアドバイザー」であって、断定的判断を提供していない。」旨主張するが、与えた「助言」に断定的判断が含まれていれば、法4条1項2号に該当する。

(3) 本件ログハウスの売買について

被控訴人が200万円を交付した時点では、被控訴人は、まだログハウスを購入しようかという漠然とした考えしか有していなかった。控訴人らがその後多額の代金増額の申出をしていることからすると、200万円を交付した時点で売買代金額が確定していたとはいえない。本件ログハウスについて詳細な説明がなく、その契約書もなかったから、売買契約は成立していない。

(4) 反訴請求について（暴行について）

控訴人^①に対し、被控訴人が暴行を振るう動機、理由は判然としないし、暴行についての控訴人^①の供述は曖昧であり、かつ、変遷していることからすると、暴行の事実があったということとはできない。

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人の本訴各請求について

(1) 本件易学受講契約について

ア 当事者の地位及び身上、本件易学受講契約締結に至る経緯、同契約に基づく被控訴人の出捐状況、法4条3項2号の該当性、同号による契約の取消しの意思表示があった等の事実関係は、原判決の「事実及び理由」の第3の1の(1)ないし(4)（原判決25頁16行目から27頁19行目まで）の認定説示と同一であるから、これを引用する。

（エ）控訴人は、「本件易学受講契約締結時に被控訴人が困惑していたとして

も、その後、被控訴人が師範科までの受講の申込みをしていること、たびたび易学を学びに控訴人^① 〇〇〇〇方に来たことからすると、取消権を放棄したものということができる。」旨主張し、その趣旨は、被控訴人が本件易学受講契約を追認ないし法定追認したことを主張するものと解される。

- (イ) 法11条の規定によれば、消費者契約法の適用を受ける契約についても、民法125条（法定追認）の規定が適用されることとなっている。被控訴人は、前記認定のとおり、控訴人の経営する〇〇〇〇学院の部屋から退去することが困難な状態に陥らされて、本件易学受講契約を締結したものであるが、いったん同所を退去した翌々日の平成13年6月4日以降に本件易学受講契約の授業料等の一部を支払ったのみならず、易学の受講をもしているのであるから、これによれば、取消権者である被控訴人において、債務者として自らの債務の一部を履行し、また、履行を受けたものというほかに、したがって、上記被控訴人の行為は、民法125条1号所定の「一部の履行」に該当するものであって、取消し得べき行為を追認したものとみなされる。もとより、法定追認の要件に該当する行為は、「追認を為すことを得る時より後」にしたものであることを要するが、法4条3項2号により取消権が生ずる場合は、当該消費者が退去する旨の意思表示をした場所から、当該消費者が退去した時をもって、追認をすることができる時と解するのが相当であり、前記認定の事実関係の下では、被控訴人は追認をすることができるようになった後に法定追認に該当する行為をしたものというほかないから、本件易学受講契約は、法4条3項2号該当を理由に取り消すことはできないものといわなければならない。したがって、被控訴人が平成13年7月28日にした本件易学受講契約取消しの意思表示は、その効力を有しないものといわざるを得ない。

イ 争点(1)の③ (本件易学受講契約の無効事由 (暴利行為による公序良俗違反) の存否) について

原審における調査嘱託の結果によれば、大阪府易道事業協同組合所属の易学院では、授業は1回90ないし120分間程度行い、月2回の授業をする場合で、授業料の月額は1万円であることが認められるところ、乙3号証によれば、控訴人^①の^①易学院では、入会金5万円のほか、普通科は、講習30時間で、講習料17万円、認定書交付料3万円、諸費用1万円で合計21万円(本代は別途料金)、中等科は、講習30時間で、講習料17万円、認定書交付料3万円、著作権使用料1万円、資料費ほか2万5000円で合計23万5000円、高等科は、講習48時間で、講習料30万円、認定書交付料5万円、著作権使用料1万円、資料費ほか2万5000円合計38万5000円、師範科は、講習48時間で、講習料40万円、認定書交付料30万円、資料費ほか2万5000円合計72万5000円、以上普通科から師範科までを受講した場合は、入会金を含めて160万5000円を要し、このほかに試験料として10万円徴収されることが認められる。これによれば、控訴人^①の^①易学院における易学受講料は、異常に高額であるというほかない。

前記引用の原判決認定(原判決26頁2行目から27頁7行目まで)のとおり、控訴人^①は、^①易学院に興味を持って控訴人^①方を訪れた被控訴人に対し、易学の説明冊子等をろくに見せることもなく、易の説明もしないで、費用の高額であるのに驚いて帰りかけた被控訴人を引き留め、被控訴人を困惑させて、本件易学受講契約を締結させた。さらに、証拠(被控訴人本人(原審)、甲7)によれば、被控訴人は、夫の死亡当時は会社勤めをしていたが、夫の死亡後仕事ができる精神状態ではなくなり、数か月休職した後退職してしまっていたところ、控訴人^①が、前記本件易学受講契約後、その日の内に、被控訴人に対し、改名、ペンネーム付

け、印鑑の購入を勧め、被控訴人の「 」という名前について、「あなたの名前はおかしい。」などと言出し、更に「あなたの親はひどい親だ。 は要っても、子は要らない。あなたは親に「いない子だ。」と言って名前を付けられた。」「名前を変えたらあなたの運勢は良くなる。」「あなたの夫が亡くなったのもあなたのせいだ。この名前のせいだ。あなたの良いときはまだいいが、運勢が悪いときは、50パーセントの不幸が100パーセントくらい悪くなる、娘や息子にも悪いものに行く。」「印鑑の名前はその人の顔です。良い印鑑を持つと、名前同様に運命が変わります。絶対に印鑑は良い印鑑が必要です。天台宗のお坊さんだった人に製作を依頼します。私を信じなさい。私が何日も祈願してあげます。」と述べるなどして、夫を亡くし、子供が家を出て心の支えを失い精神的に不安定な状態にあった被控訴人において、夫の死のほかに、このさき息子や娘にまでけがや病気などの不幸などが起こってはあまりにつらいと思わせるなどした上、被控訴人が動揺し、かつ、改名、印鑑の購入や控訴人^① の祈祷が必要である等の暗示にかかったことを奇貨として、本件付随契約が結ばれたことが認められる。

そして、前記引用の原判決認定のとおり、控訴人^① は、その後わずか3週間の間に、被控訴人に対し、普通科、中等科、高等科、師範科の各授業料、諸費用、試験料等名目で合計190万円を支払わせたほか、証拠（被控訴人本人（原審）、甲5、7）によれば、改名代、ペンネーム代、印鑑製作費用及び祈祷料として原判決別紙出捐一覧表2-5、2-6及び3、4のとおり、138万3000円を支払わせたことが認められる。

以上認定の控訴人^① の本件易学受講契約の勧誘の方法及びその態様、同契約締結の経緯、同契約締結直後の本件付随契約締結の事情、契約内容としての易学受講料が異常に高額であること、被控訴人の身上などを合せ考慮すると、本件易学受講契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、

不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるというべきである。

そうすると、本件易学受講契約は、その余の点につき判断するまでもなく、無効であると認められるから、控訴人^①は、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づき支払われた授業料等190万円（原判決別紙出捐一覧表の1、2-1ないし4、5-1、5-2、6-1、6-2、7-1ないし3記載のもの）につき、不当利得に基づく返還義務を負うものといわなければならない。

よって、控訴人^①は、被控訴人に対し、上記190万円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

(2) 本件付随契約について

ア 争点(2)の①（本件付随契約の法4条1項2号による取消しの可否）について

被控訴人は、「本件付随契約は、将来の運勢、運命あるいは経済という変動が不確実な事項につき、断定的判断を提供したものであるから、法4条1項2号により取り消すことができる。」旨主張する。しかしながら、法4条1項2号の「その他将来における変動が不確実な事項」とは、消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことがそもそも困難であるものをいうと解すべきであり、漠然とした運勢、運命といったものはこれに含まれないものというべきである。もっとも、証拠（甲7）によれば、控訴人^①は、被控訴人に対し、ペンネームを付けることを勧めた際「あなたもお金が必要でしょう。」と述べており、これは、暗にペンネームにより金銭的な利益があることを述べたようにもみられないわけではないが、全体的にみると、経済的な利得ではなく、前記(1)イに認定のとおり、改名により子供のけがや病気などの不幸を免れること、ペンネームを付け、

印鑑を購入することで「運勢が良くなる。」ことを強調して、本件付随契約を勧誘したものと認められるから、控訴人^①において財産上の利得に関する事項について断定的判断を提供したと認めることは困難であり、また、易は、その性質上、不確定な出来事についての予測であって、断定的判断を提供するものとは言い難い。したがって、本件付随契約につき法4条1項2号の適用があるとの被控訴人の主張は採用することができない。

イ 争点(2)の③（本件付随契約の無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否）について

原審における調査囑託の結果及び証拠（甲8ないし11）によれば、本件付随契約における改名料30万円、ペンネーム代金50万5000円という金額は、控訴人^①自身が現に^①に掲載する「家相5万円から」、「赤ちゃんの命名5万円」という広告内容と比べても、著しく高額であるばかりでなく、改名料については、易学に携わる同業者も疑問を抱くほど高額な値段であること、印鑑は、本象牙を使用し、開運を強調するものであっても、世間の相場は5万円ないし14万円程度のものであることがそれぞれ認められる。本件付随契約には、祈祷料等が含まれているが、そのことを勘案しても、本件付随契約においては、被控訴人が受ける利益に対する対価が極めて高額に設定されているものというべきである。

そして、前記(1)イに認定のとおり、本件付随契約は、本件易学受講契約と同じ日に締結されているものであるところ、その際の勧誘の方法、態様は前記認定のとおりであり、控訴人^①は、被控訴人を困惑、動揺させて、いわば暗示にかけたようにした上、被控訴人をして、本件付随契約による利益の対価として、現に出捐した程度の金員が相当なものであると信じ込ませ、それを奇貨として本件付随契約を締結したものと認められる。

以上の事実によれば、本件付随契約は、本件易学受講契約と同様、著し

く不公正な勧誘行為によって、不当な暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるというべきである。

そうすると、本件付随契約は、その余の点について判断するまでもなく、無効であると認められる。前記認定のとおり、被控訴人は、控訴人^①に対し、本件付随契約に基づき、改名代、ペンネーム代、印鑑製作費用及び祈祷料として合計138万3000円を支払ったことが認められるから、控訴人^①は、被控訴人に対し、本件付随契約に基づき支払われた改名代等138万3000円につき、不当利得に基づく返還義務を負うものといわなければならない。甲2号証の1及び2によれば、被控訴人は控訴人^①に対し、平成13年7月28日到達の書面をもって、上記代金の返還を求めたことが認められる。

よって、控訴人^①は、被控訴人に対し、上記138万3000円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

- (3) 争点(3)の①（ログハウス購入代金の内金に関する返還義務ないし賠償義務—売買契約の成否）について

当裁判所も、本件ログハウスについての売買契約は成立しておらず、控訴人らには、内金として被控訴人から交付を受けた200万円を被控訴人に返還する義務があると判断するが、その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の3の(1)ないし(7)（原判決29頁25行目から34頁13行目まで）の説示と同一であるから、これを引用する。

ア 原判決33頁17行目末尾に続けて、「控訴人らは、「本件ログハウスの売買については、手付金200万円の授受があり、対象の土地建物について、現地で詳細に控訴人^②が説明していることからして、代金1700万円として契約が成立した。仮にその後に増額要求をしたとしても、それ

は、1700万円を前提として、それからの話である。」旨主張するが、前記認定のとおり、200万円が交付された時点では、売買契約書の作成もなく、また、被控訴人において現地の本件ログハウスを見てもいなかったのであるから、上記時点において売買契約が成立したと認めることは困難であり、また、契約成立後に代金増額の交渉があった事実は、本件全証拠によるもこれを認めることができない。」を加える。

イ 原判決34頁5行目末尾に続けて、「控訴人らは、「控訴人^①は、本件ログハウスの売主ではなく、売買契約成立の手助けをただけである。」旨主張するが、前記認定のとおり、控訴人^①は、本件ログハウスの購入を勧誘するに際し、被控訴人に対し「あなたが学院の生徒だから売ります。」とか、あるいは「本件ログハウスは1700万円では売れない。」などと、自己が売主であることを前提として、被控訴人を勧誘し、かつ、代金の交渉をするなどし、内金として200万円の交付を受けているのであるから、控訴人^②とともに、控訴人^①も売主であると認めるのが相当である。」を加える。

2 控訴人^①の反訴請求について

当裁判所も、控訴人^①の被控訴人に対する反訴請求は、原判決が認容した限度において理由があり、その余は理由がないものと判断するが、その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の（反訴請求について）の1ないし8（原判決34頁14行目から39頁16行目まで）の説示と同一であるから、これを引用する。

- (1) 原判決34頁15行目から16行目にかけての「法4条3項2号による取消の可否」を「契約の取消、無効（公序良俗違反）の各事由の有無」と改める。
- (2) 原判決34頁21行目の「原告により、取り消されたから、」を「暴利行為として公序良俗に反し無効であるから、」と改める。

- (3) 原判決 3 4 頁 2 6 行目の「(法 4 条 3 項 2 号による取消の可否)」を「(契約の取消, 無効 (公序良俗違反) の各事由の有無)」と改める。
- (4) 原判決 3 5 頁 4 行目から 5 行目にかけての「原告により, 取り消されたから,」を「暴利行為として公序良俗に反し無効であるから,」と改める。
- (5) 原判決 3 5 頁 9 行目から 1 0 行目にかけての「法 4 条 1 項 2 号による取消の可否)」を「契約の取消, 無効 (公序良俗違反) の各事由の有無)」と改める。
- (6) 原判決 3 5 頁 1 4 行目の「原告により, 取り消されたから,」を「暴利行為として公序良俗に反し無効であるから,」と改める。
- (7) 原判決 3 5 頁 1 8 行目から 1 9 行目にかけての「法 4 条 1 項 2 号による取消の可否)」を「契約の取消, 無効 (公序良俗違反) の各事由の有無)」と改める。
- (8) 原判決 3 5 頁 2 4 行目の「原告により, 取り消されたから,」を「暴利行為として公序良俗に反し無効であるから,」と改める。
- (9) 原判決 3 8 頁 8 行目の「骨折」の後に「後」を加える。
- (10) 原判決 3 9 頁 1 3 行目の末尾に続けて, 「なお, 控訴人^①は, 「被控訴人は, 感情の赴くまま, 控訴人^①の左手首を叩いた。その被害事実は証拠 (乙 2 7) によっても明らかであり, 控訴人^①が他に負傷をするような事情はなかった。暴行の事実は, 暴行の態様に関する控訴人^①の供述に変遷あるいは曖昧さがあるといったことで左右されるものではない。また, 傷害被疑事件で被控訴人が不起訴になったからといって, 暴行がなかったとはいえない。」旨主張するけれども, 暴行に関する控訴人^①本人の供述及び同控訴人作成の陳述書 (乙 4 6, 5 1) の記載内容は, いずれも原審における被控訴人本人尋問の結果に照らし, たやすく採用することができないし, また, 診断書 (乙 1 0) は, 暴行があったとされる当日 (平成 1 3 年 7 月 2 日) に診断治療を受けた結果が記載されているものとはいえないし, 乙 2 7

(審査申立書(控))は、検察官のした嫌疑不十分を理由とする不起訴処分が不当であるとして、控訴人^①が神戸検察審査会に審査申立てをした際の控えであるが、これに添付されている^②クリニック作成の各診断書も、暴行があったとされる前記日時に診断治療を受けた結果が記載されているもの^③とはいえないから、これらの各記載内容をもってしても、いまだ控訴人^④主張の暴行の事実を推認することは困難であるというほかない。」を加える。

3 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人らに対する本訴各請求はいずれも理由があるから、これを認容すべきであり、控訴人^①の被控訴人に対する反訴請求は、原判決認容の限度で理由があり、この限りで認容すべきであるが、その余は理由がなく棄却すべきものである。

よって、上記と結論において同旨の原判決は相当であって、控訴人らの本件各控訴はいずれも理由がないから、これをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 大 谷 種 臣

裁判官 三 木 昌 之

裁判官 島 村 雅 之

これは正本である。

平成 1 6 年 7 月 3 0 日

大阪高等裁判所第 1 2 民事部

裁判所書記官 東

靖



平成15年10月24日判決言渡・同日判決原本受領 裁判所書記官

平成13年(ワ)第874号不当利得返還等本訴請求事件

平成14年(ワ)第470号受講料等反訴請求事件

(口頭弁論終結の日 平成15年9月5日)

判 決

原告(反诉被告)(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

被告(反訴原告)(以下「被告^①」という。)

同所

被告(以下「被告^②」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

主 文

- 1 被告^①は、原告に対し、328万3000円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、200万円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告は、被告^①に対し、8万0700円及びこれに対する平成14年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告^①のその余の反訴請求を棄却する。

- 5 訴訟費用は、本訴・反訴を通じて、原告に生じた費用の20分の1を原告の負担とし、原告に生じた費用の20分の1^①及び被告^①に生じた費用を被告^①の負担とし、原告に生じた費用の20分の6及び被告^②に生じた費用を被告^②の負担とする。
- 6 この判決は、原告勝訴部分及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

(原告の本訴請求)

- 1 主文第1項及び第2項同旨
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 仮執行宣言

(被告^①の反訴請求)

- 1 原告は、被告^①に対し、458万7350円及びこれに対する平成14年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 第1項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

(本訴請求)

- 1 本訴請求は、原告が、被告^①との間で締結した^①易学院における易学受講契約(書籍購入を含む。)(以下「本件易学受講契約」という。)及びこれに付随する契約(改名・ペンネーム作成、印鑑購入)(以下「本件付随契約」という。)について、原告が、勧誘方法が違法・不当であることを理由として契約を取り消したこと(消費者契約法(以下「法」という。)による取消及び詐欺による取消)又は暴利行為による公序良俗違反を理由とする無効を主張して、被告^①に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還を求め

るとともに、被告らに対し、売買契約不成立、法による取消、暴利行為による公序良俗違反、不法行為等を理由に、連帯して、ログハウス購入代金の内金として支払った金員の返還を求めている事案である。

- 2 争点は、(1)本件易学受講契約について、①法4条3項2号による取消の可否、②詐欺による取消の可否、③無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否、(2)本件付随契約について、①法4条1項2号による取消の可否、②詐欺による取消の可否、③無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否、(3)ログハウス購入代金の内金に関する返還義務ないし賠償義務について、①売買契約の成否、②法4条1項1号、2号による取消の可否、③無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否、④不法行為の成否である。

(反訴請求)

- 1 反訴請求は、被告^①が、原告に対し、本件易学受講契約に基づく受講料、改名・ペンネーム代、テキスト・数珠・袈裟・水晶・衣類・健康食品等の売買代金、印鑑代を立て替えたことによる求償金の支払を求めるとともに、原告から暴行を受け負傷したことによる損害賠償（慰謝料）を求め、これに対して、原告は、本件受講契約や本件付随契約につき、本訴争点のような取消・無効事由等があること、売買契約締結の事実がないこと、弁済によって売買代金債権は消滅していること、不法行為（傷害）の不存在等を主張して争っているものである。
- 2 争点は、(1)テキスト2セット（39万円）の売買代金が既に支払われたか否か、(2)原告は高等科の講義を受けたといえるのか否か、受講したとして、当該受講料は支払済か否か、(3)原告は、被告^①に対し、印鑑代の立替払を委託したか否か、(4)改名・ペンネーム代は支払われたか否か、(5)法衣等の売買があったか否か、(6)数珠等の売買があったか否か、(7)健康商品等の売買代金は支払われたか否か、(8)暴行の事実の有無、(9)契約の取消（法4条、詐欺）、無効（公序良俗違反）の各事由の存否である。

(本訴争点に関する当事者の主張)

1 争点(1)の(①本件易学受講契約について一法4条3項2号による取消の可否)

(1) 原告の主張

ア 被告^①は、占いを業とし、命名、改名や結婚、転職、家相等の占い等を行う「易学院」を経営しており、原告は、別紙「出捐一覧表」記載の出捐をした当時、主婦であり、無職であった。

イ 原告は、新聞の折り込み広告「^①」に掲載された易学院の記事広告を見て、これに興味を持ち、平成13年6月2日、易学院に赴いて、被告^①に、易学院で行われている講義の内容や費用等について尋ねた。なお、原告は、これに先立つ平成13年5月下旬、被告^①宅に電話をかけ、被告^①から、「6月2日に来て下さい」と言われ、同年6月2日に被告^①宅を訪問する約束をした。この電話では、易学院に関する詳しい説明等は一切受けていない。

ウ 被告^①は、易学院の受講費用等について記載された冊子があるにもかかわらず、原告にこれを交付するなどして、費用や内容について十分に説明をしないまま、原告に対し、高額な授業料と書籍代を要求したため、原告は、受講するのをやめて帰ろうとした。

原告は、被告^①に費用等について質問したところ、被告^①は、講座内容や費用について説明したが、易学院規約や易学院細則と思われる資料はちらりと見せただけであった。原告は、その資料をもらえないかと尋ねたが、被告^①は、これは渡すものではないなどと答え、原告に上記資料を交付せず、原告が上記資料に目を通す余裕すら与えなかった。

エ 被告^①は、平成13年6月2日、原告に対し、「貴女は、(易学の)勉強に来たんでしょ。」、「貴女のために時間をとっているのだから、

勉強しなさい（受講しなさい）。」などと申し向けて、原告を■■■■易学院から退去させず、原告を困惑に陥れ、その結果、原告は、困惑させられた状態のまま、■■■■易学院での易学受講を承諾するとの意思表示を行った（本件易学受講契約の成立）。

被告^①■■■■は、原告に対し、「普通は、お金を持ってきて、先生に、どうかお願いしますと言うのですよ。」などと申し向けて、この日、原告が所持していた金額を尋ね、原告が3万円と答えたところ、その所持金3万円を授業料の内金として支払うよう要求し、原告は、これに逆らうこともできず、被告^①■■■■に要求されるがまま、3万円を授業料内金として支払い、間をおかず、普通科の講義を受けた。

オ 平成13年6月4日以後も、被告^①■■■■は、原告に対し、「九州の人は、退職金を全部持ってきて、私に預け、どうか易学を教えて下さいと言った。」「もう1人の人は、朝5時から来て、勉強をして会社に行く。」「別の人は、ご主人の会社が倒産したにもかかわらず、金額を教えると、全額を3日後に持ってきた。」などと申し向け、原告に対し、普通科、中等科、高等科、師範科の授業料、諸費用、試験料、書籍代を速やかに持参して支払うよう、何度も督促した。

カ 原告は、被告^①■■■■による執拗な勧誘の結果、普通科、中等科、高等科、師範科に至るまでの本件易学受講契約（書籍の購入等を含む。）を締結させられ、平成13年6月2日から同月22日に至るまでの間、被告^①■■■■に対し、別紙「出捐一覧表」1、2-1ないし4、5-1及び2、6-1及び2、7-1ないし3記載の合計190万円を支払った（なお、被告^①■■■■は、高等科、師範科の授業は受けなくて良いと言った）。

ただし、高等科及び師範科の契約成立日は、平成13年6月16日ではない。

キ 原告は、法2条1項に定める「消費者」であり、被告^①■■■■は、同条

2項に定める「事業者」である。

原告は、本件易学受講契約締結について勧誘を受けた際、被告^① ■■■■
に対し、勧誘場所である■■■易学院から退去する旨の意思表示をしたに
もかかわらず、被告^① ■■■■が原告を退去させなかったことにより、困惑
させられ、これによって、本件易学受講契約を締結することを承諾し、
上記カの出捐を行った。

原告は、被告^① ■■■■に対し、平成13年7月28日、本件易学受講契
約を法4条3項2号により取り消す旨の意思表示をした（甲2の①②）。

(2) 被告^① ■■■■の認否及び主張

ア 原告の主張アは認める。

イ 同イのうち、原告が被告^① ■■■■宅を最初に訪れた日が平成13年6月
2日であることを除いて認める。

原告が被告^① ■■■■宅を訪れたのは平成13年5月下旬である。同年6
月2日は、2度目の訪問であった。

ウ 同ウは否認する。

「■■■易学院細則（乙3）」に詳細な記載があり、原告に交付して説明し
た（乙2の①②）。

エ 同エのうち、易学受講契約が成立したことは認めるが、その余は否認
する。

原告は、平成13年6月2日に再度来訪して、受講を申し込み、テキ
ストも申し込んだ。

「退去させず」「困惑に陥れた」との事実はない。

原告は、受講料を一括で支払うことができないので、とりあえず3万
円を支払うので、受講したいと申し込んだ。被告^① ■■■■は、これを承諾
して受講を認め、同日、第1回目の講義を実施した。

オ 同オのうち、テキスト代や受講料をいつ払ってもらえるのか尋ねたこ

とが数回あることは認めるが、何度も督促したことはない。

カ 同カのうち、被告^①が受領した金員は、別紙「出捐一覧表」の1、2-1ないし3、6-1、2に記載された金員である。

原告は、平成13年6月16日、「高等科」と「師範科」の受講申込をし、被告^①は、これを承諾した。

本件において、受講契約は、口頭で行われている。契約書面は交わしていない。ただ、^①易学院規約（乙2の①）及び^①易学院細則（乙3）により、契約の内容は明示されている。

通常、普通科が終了すると、テストを行い、認定書（修了証書）を発行する。そして、希望者は、次の段階に進んでいく。したがって、一括申込ではない。

しかし、原告の場合、高等科の終了テストと認定を受けていないものの、上記のとおり、「高等科」と「師範科」の受講申込を併せて行い、被告^①は、これを承諾した。

キ 同キは争う。

2 争点(1)の②（同一詐欺による取消の可否）

(1) 原告の主張

被告^①は、本件易学受講契約を締結する際、原告の無知に乗じて、他の同業者に比較して異常に高い授業料であるにもかかわらず、これを秘し、被告^①が請求する授業料を支払うよう申し向け、原告は、易学の授業料が、被告^①の請求するとおりの金額であると信じて、本件易学受講契約を締結する旨の意思表示を行い、被告^①が請求するとおりの授業料を支払った。

原告は、被告^①に対し、平成13年7月28日、本件易学受講契約を詐欺により取り消す旨の意思表示をした（甲2の①②）。

(2) 被告^①の認否及び主張

争う。

鑑定については、90分で3万円の報酬をもらっている。これは、[redacted]
[redacted]にも公示している内容である。これとの比較からして、マン
ツーマンの授業であるから、1時間当たり5000円余りの受講料は、決
して高くはない。

3 争点(1)の③(同一無効事由(暴利行為による公序良俗違反)の存否)

(1) 原告の主張

本件易学受講契約は、他の同業者の易学受講料に比較して異常に高く、
暴利行為であるから、公序良俗に違反しており、無効である(甲1・2ない
し16, 調査囑託の結果)。

(2) 被告^①[redacted]の認否及び主張

争う。

4 争点(2)の①(本件付随契約について一法4条1項2号による取消の可否)

(1) 原告の主張

ア 原告は、平成13年6月2日、困惑に陥ったまま、易学受講を承諾し、
間をおかず、普通科の講義を受けた。講義が一段落した後、休憩時間と
なり、被告^①[redacted]は、原告の姓名鑑定を始めた。

被告^①[redacted]は、原告の「[redacted]」という名前について、「貴女の名前は
おかしい。」などと言い出し、「貴女の親はひどい親だ。貴女は、親に『い
らない子供だ』と名前を付けられた。」「名前を変えたら、貴女の運勢は
良くなる。」「(原告の)夫が亡くなったのも貴女のせいだ。この名前の
せいだ。」などと申し向け、原告に対し、執拗に改名するよう働きかけた。

さらに、被告^①[redacted]は、原告に対し、「仕事をするのにペンネームが必
要です。政治家や芸能人はペンネームを使って立派になった。貴女もお
金が必要でしょう。ペンネームを作りなさい。絶対今の運勢より良くな
るから。」などと申し向けた。

これらの勧誘を受けた結果、原告は、名前を変えたり、ペンネームを作らなければいけないという被告^①の言葉をすっかり信じ込んでしまった。

イ 被告^①は、原告に対し、「どんな印鑑を持っていますか。」と話題を向け、「普通の印鑑です。」と答える原告に対し、「普通の物ではいけない。」「印鑑と名前はその人の顔です。良い印鑑を持つと、名前同様に運命が変わります。絶対に印鑑は良い印鑑が必要です。宗のお坊さんだった人に製作を依頼します。私を信じなさい。私が何日も祈願してあげます。」などと申し向け、原告の印鑑セット（実印、銀行印、認印）及びペンネーム「^①」の印鑑セット（実印、認印）の製作と祈禱を申し込むよう勧誘した。

原告の困惑に乗じた被告^①の執拗な勧誘により、原告は、被告^①の言葉を信じ込んでしまった結果、被告^①に対し、改名（「^①」と改名）とペンネームの作成及び印鑑購入を承諾する意思表示をした。

原告は、平成13年6月4日、講義のため、被告^①宅を訪問したが、被告^①から、改名、ペンネームについて、それぞれ3つの名前の中から1つを選ぶように言われ、「^①」、「^①」の名前が決まった。これらについて、被告^①は、原告に対し、「私が何日も寝ないで苦勞して考えた名前である」など非常に勿体をつけた説明をしていた。

ウ 原告は、被告^①による執拗な勧誘の結果、改名及びペンネーム作成契約、印鑑製作及び祈禱に関する契約を締結させられ、平成13年6月4日から同月9日までの間に、別紙「出捐一覧表」2-5及び6、3、4記載の合計138万3000円を支払った（なお、原告は、被告^①から、上記印鑑を受け取っていない。）。

エ 原告は、改名及びペンネーム作成契約や印鑑購入契約の締結につき、

被告^①から勧誘を受けるに際し、被告^①が、改名、ペンネーム、印鑑に関して、原告の将来の運勢、運命が必ず好転すること及び原告の将来の経済状態が良くなるという説明を行い、将来の運勢、運命あるいは経済状態という変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したことにより、当該提供された断定的判断の内容が確実であると誤認して、これらの契約を締結し、上記の出捐を行った。

原告は、被告^①に対し、平成13年7月28日、改名、ペンネーム作成、印鑑購入契約を法4条1項2号により取り消す旨の意思表示をした（甲2の①②）。

(2) 被告^①の認否及び主張

ア 原告の主張アは否認する。

日時は定かではないが、原告から、自分も易の仕事をしたいので、易をする上での名前をほしいとか、外でも名前を見てもらったが良くないとされているといった話があったため、後日改名を授けた。

イ 同イは否認する。

平成13年6月7日以降に、テキストを見て、印鑑について記載した箇所を読んで、原告が印鑑セットを希望した。

被告は、印鑑については他に易をやっている知人に取り次ぐだけであり、販売による利益は全くなく、印鑑の製作を勧誘するはずがない。

ウ 同ウについては、被告^①が受領した金員は、別紙「出捐一覧表」の1、2-1ないし3、6-1、2に記載された金員である。印鑑は原告に渡した。

エ 同エは争う。

5 争点(2)の②（同一詐欺による取消の可否）

(1) 原告の主張

被告^①は、原告に対し、改名、ペンネーム作成及び印鑑の製作など

必要ないにもかかわらず、原告の運勢を良くするためには、これらが必要である旨告げて原告を欺き、その結果、原告は、自分の運勢を良くするためには改名、ペンネーム作成、印鑑の製作が必要であると誤信して、本件付随契約を締結し、その対価を支払った。

原告は、被告^①に^①対し、本件訴状をもって、本件付随契約を詐欺により取り消す旨の意思表示をし、同意意思表示は、平成13年10月30日に被告^①に^①到達した。

(2) 被告^①の認否及び主張

改名及びペンネームの授与については、付随契約の成立を認める。印鑑については、印鑑製作の取り次ぎを受託しただけである。印鑑製作の請負契約は、被告^①の取次により、原告と^①易学院との間で成立している。訴状送達により、取消の意思表示がなされたことは認める。

6 争点(2)の③(同一無効事由(暴利行為による公序良俗違反)の存否)

(1) 原告の主張

本件付随契約は、暴利行為であるから、公序良俗に違反しており、無効である(甲8ないし11, 調査嘱託)。

(2) 被告^①の認否及び主張

争う。

7 争点(3)の①(ログハウス購入代金の内金に関する返還義務ないし賠償義務について-売買契約の成否)

(1) 原告の主張

ア 原告は、^①易学院での易学受講の合間等、ことある毎に、被告^①から、^①にあるログハウス(以下「本件ログハウス」という。)を購入しないかという勧誘を受けていた。

原告は、到底そのような資力がないと言って、本件ログハウスの購入を拒否し続けてきた。もともと、原告は、1戸建を購入する意思を有し

ていなかった。

原告は、平成13年6月29日、^①易学院において、被告^①から、「今いくらある。」と尋ねられたため、夫の死亡事故で受け取った補償金等がまだ約2000万円程度ある旨答えたところ、被告^①は、原告に対し、「^①にあるログハウスを1700万円で買いなさい。」などと勧誘を始めた。

原告は、「それでは、大学生の息子へ授業料の仕送りが出来なくなる。」と反論したが、被告^①は、「布団だけ持ってくれば生活できる。」、「ログハウスは、貴女が学院の生徒だから売るので。」、「自分には会社の社長さんの知り合いがたくさんある。私が貴女をパーティーに連れて行って、貴女の身の立つように社長さんに紹介してあげる。」、「私に委せなさい。あなた達が食べていくことぐらいの面倒は私が見ます。」、「絶対に悪いようにはしない。」などと執拗に、本件ログハウスの購入を勧めた。

被告^①の執拗な勧誘を受けた結果、原告は、被告^①の言葉を信じ込み、被告^①が最終的には自分達の生活の面倒を見てくれるものと誤信して、本件ログハウスの購入を考えるに至った。

被告^①は、上記勧誘の最中、電話をかけるため、何度か勧誘を中断していたが、被告^②に電話をかけた際、被告^②から、本件ログハウスについて見学者がいる旨の話を聞いたため、原告に内金を支払うよう要求し、原告が、売買代金の内金として200万円を支払うことを承諾させた。

なお、この日、原告は、被告^①から、本件ログハウスについて、「普通は、3千数百万円はするものだが、とても安くなっている。」、「風水で見ると、とても良い立地条件である。」などの説明を受けた。しかし、原告は、本件ログハウスの所在地や土地・建物の広さ等、売買の目的となっている不動産に関する具体的な説明は一切受けず、売買契約書等の書

面も一切作成されなかった。

こうして、原告は、同年6月30日、本件ログハウス購入の内金として、200万円を■■■■易学院に持参し、これを被告■■■■^①に対して支払った(甲1)。

被告■■■■^①は、原告に対し、被告■■■■^①ではなく、被告■■■■^②を名義人とする領収証を交付したため、原告は、被告■■■■^①に対し、領収証の名義人が被告■■■■^②であることについて質問した。これに対し、被告■■■■^①は、自分の本名が■■■■であるとともに、本件ログハウスの名義が被告■■■■^②名義になっているからだと説明したのみであった。

イ 同年6月30日、原告は、被告■■■■^①、被告■■■■^②らとともに、本件ログハウスの下見に出かけることになっていた。

原告が一度家に帰り、再度被告■■■■^①宅を訪れたところ、被告■■■■^①は、態度を一転し、「本件ログハウスは、1700万円では売れない。」などと言い始め、原告に対して、当初の売買代金1700万円に加えて、本件ログハウスに備え付けられた家具代金として、さらに250万円を支払うよう命じた。

原告は、被告■■■■^①の上記申出を断ったが、被告■■■■^①は、さらに、「息子は、こんな金額では売れないと言っている。」と言い始め、本件ログハウスの売買代金残金を2270万円と一方的に変更してきた。

原告は、このような申出を到底承諾できなかつたため、被告■■■■^①に対し、本件ログハウスを購入することを断ったが、被告■■■■^①から、「本件ログハウスの下見に行くことは、既に約束していることだ。」と言われたため、やむを得ず、被告■■■■^①や被告■■■■^②らとともに、■■■■方面へ出かけた。

被告■■■■^②は、原告に対し、その所有の本件ログハウスについて、「本当は売りたいくないが、(原告が)■■■■易学院の生徒だから売なのだ。」など

と申し向け、本件ログハウスの価格が急に値上げされたことについて、既に内装に非常に金をかけているため、この程度の金額が必要である旨説明した。

こうして、原告は、被告^①や被告^②から、2日後に売買代金の一部として700万円を持って来るよう要求されたが、本件ログハウスを購入しなければならなくなったのは、自分が^①易学院の生徒であるからだと認識したため、平成13年7月2日、被告^①に対し、^①易学院を辞めると通告した。

ウ 原告は、本件ログハウスを購入するよう被告^①から勧誘を受けていた間、一度もその具体的な所在場所や不動産に関する具体的な説明を受けていなかった。

さらに、被告^①は、購入代金を次々と変更し、値上げしたため、原告は、本件ログハウスの購入を拒絶したものである。

よって、原告と被告^①及び被告^②の間において、本件ログハウスの売買契約は成立していない。

(2) 被告らの認否及び主張

ア 原告の主張アのうち、本件ログハウスの売買契約書が作成されていないことは認め、その余はすべて否認する。

原告は、もともと、1戸建建物の購入意思を有していた。

平成13年6月29日、被告^②から被告^①に、「購入を希望する客があるから、本件ログハウスを売ろうかな。」との電話があり、その話をそばで聞いていた原告が、本件ログハウスに興味を示し、本件ログハウスが売りに出ているのなら買いたいと言い出し、金額がいくらかななどと、被告^①に質問した。被告^①は、被告^②から聞いたとおり、に1700万円と答えた。

被告らは、不動産広告のための資料のコピーを渡して、物件の概略を

説明した。さらに、本件ログハウスが、築10年で、被告^②が1700万円で購入したこと、購入後、トイレが汲取式の簡易水洗だったのを浄化槽の水洗に変えていること、台所周り・屋根はやりかえていること、デッキを新しく作ったこと、外壁の塗装をやり直してあること、改造費は400～500万円かかっていること等を説明した。敷地は、もとは110坪くらいあったが、約80坪くらいにして、分筆する予定であることも説明した。

これらの説明は、現地に行く前に自宅で説明するとともに、現地でもこのような説明をしている。手付金として200万円を受領したこと(乙7)及び内装に費用をかけていると述べたことは認める。

平成13年6月30日、原告と被告^②及びその従業員が、被告^①の自宅で会った。原告は、自分が本件ログハウスを買うので、自分に売ってほしいと言い、現金200万円を持参しているのだから、支払うと言ったが、現場を案内して実際に見てもらわなければならないので、被告^②は、その日原告を本件ログハウスに案内した。

もともと1700万円で売りに出していた物件であるので、同金額で売ることにしたものである。原告が、その金額で購入することを希望したので、本件ログハウスを下見に行った日(6月30日)、被告^②と原告との間で、1700万円での売買契約が口頭で成立した。それに伴って、手付金として200万円を受領した。

イ 同イのうち、原告主張の時期に、原告が^①易学院を辞める旨の通告をしたことは認める。

原告は、被告^①宅において、感情的になって、何か怒鳴っていたが、話している内容は明確に聞き取れなかった。ただ、「誰かから何かを聞いたから」といった趣旨のことを言って、「もう来ないから」と言っていたようであり、学院を辞める趣旨の通告であったことは認める。

ウ 同ウは争う。

8 争点(3)の② (同一法4条1項1号, 2号による取消の可否)

(1) 原告の主張

原告は, 本件ログハウス購入についての勧誘を受けるに際し, 被告^①が, 原告や原告の家族の将来の生活, 経済状態という変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したことにより, 当該提供された断定的判断の内容が確実であると誤信して, 本件ログハウスの購入契約締結を承諾し, 200万円を出捐した。

原告は, 平成13年7月28日, 本件ログハウスの購入を法4条1項1号, 2号により取り消す旨の意思表示をした(甲2の①②)。

(2) 被告らの認否及び主張

争う。

9 争点(3)の③ (同一無効事由(暴利行為による公序良俗違反)の有無)

(1) 原告の主張

本件ログハウスと思われる土地・建物は, 原告代理人らの調査により判明したところによると, 所在地は, 家屋番号, 木造セメント瓦葺平家建, 床面積60平方メートルであり, 固定資産評価額は, 266万9441円である。上記建物の敷地は, 宅地370.30平方メートルであり, 固定資産評価額は, 297万2242円, 路線価にしても, 326万9466円に過ぎないことからすると(甲3の①②, 4), 本件ログハウスの価値は, 土地, 建物を併せても, 合計約564万円ないし594万円程度に過ぎない。

被告^①らが原告に告げた本件ログハウスの売買価格は, 当初の1700万円ですら, 異常に高い金額である。

よって, 本件ログハウスの売買契約は, 暴利行為であり, 公序良俗に違

反して無効である。

(2) 被告らの認否及び主張

本件ログハウスの時価は、1700万円が適正であり、本件ログハウスの建築費は、1000万円位のものであると思われる。

土地については、田舎の土地そのものの時価は安いかもしれないが、別荘の敷地として利用するためには、樹木の伐採、造成、外構工事が必要であり、それらの諸費用を考慮すると、土地価格も相当である。本件ログハウスの売買契約の約1年前、本件ログハウスの東側2軒隣で、坪当たり12～3万円で取引がなされたと聞いている。これは、造成しないままの状態で、まだ樹木が伐採されていなかった事例である（乙8、乙9の①②、乙11ないし乙13）。

10 争点(3)の④（同一不法行為の成否）

(1) 原告の主張

被告^①は、原告に対し、本件ログハウスの購入に際し、原告及びその家族の生活の面倒を見る意思などないにもかかわらず、その意思があると告げるとともに、本件ログハウスの価値が1700万円にも及ばないにもかかわらず、1700万円以上の価格を告げて、原告を欺き、原告をして、本件ログハウスの価値が被告らの主張するとおりであると信じさせた上、本件ログハウスの購入契約を成立させた。

被告^②は、本件ログハウスの所有者として、被告^①とともに本件ログハウス売買契約の売主となり、被告^①と共同して、本件ログハウスの価値を偽って、原告を欺き、原告を誤信させた。原告は、被告^①及び被告^②の詐欺により、本件ログハウス購入の内金として200万円の出捐をさせられ、同額の損害を蒙った。

(2) 被告らの認否及び主張

争う。

(反訴争点に関する当事者の主張)

1 争点(1) (テキスト2セット (39万円) の売買代金は既に支払われたか否か)

(1) 被告^①の主張

被告^①は、平成13年6月2日ころ、原告に対して、テキスト2セットを39万円で売り渡した。

1セットは受講契約に伴い売買され、残る1セットは、原告が自宅での勉強若しくは他者に対する教授のために購入したものであり、受講契約に関連するものではない(乙14, 15)。

原告主張の代金支払は否認する。

(2) 原告の認否及び主張

売買の成立は認める。

原告は、被告^①に対して、平成13年6月4日に19万5000円(1セット目の代金)を、同月19日ころに同額(残る1セットの代金)をそれぞれ支払った。

2 争点(2) (原告は高等科の講義を受けたといえるか否か。受講したとして、当該受講料は支払済か否か。)

(1) 被告^①の主張

原告は、被告^①が主宰する^①学院の高等科及び師範科の受講を申し込み、合計で86時間50分受講しており、それらの中には、高等科の課題や師範科の課題も一部含まれており、少なくとも高等科の講座の約半分を受講している。

原告は、合理的な理由もなく、高等科及び師範科の受講を中断して、受講契約を一方的に中途解約したものであり、被告^①は、原告に対し、少なくとも高等科受講料30万円全額を請求し得る債権を取得した。

原告主張の受講料支払は否認する。

原告は、平成13年6月9日、被告^①に対し、印鑑代及び折袴料として合計57万8000円を支払った。

原告と被告^①の間では、基本的には印鑑の売買契約が成立しているのみであり、その売買代金額が上記金額である。

4 争点(4) (改名・ペンネーム代は支払われたか否か)

(1) 被告^①の主張

被告^①は、平成13年6月7日ころ、原告に対し、改名「^①」とペンネーム「^①」を付与した。

「^①」の改名代が30万円、「^①」のペンネーム代が30万円である。

原告主張の改名代及びペンネーム代支払は否認する。

(2) 原告の認否及び主張

原告が被告^①から改名「^①」とペンネーム「^①」の付与を受けたこと及び改名の代金が30万円であることは認める。

ペンネーム代は50万5000円である。

原告は、被告^①に対し、改名代及びペンネーム代を、平成13年6月4日及び同月6日に支払った。

5 争点(5) (法衣等の売買があったか否か)

(1) 被告^①の主張

平成13年6月下旬ころ、被告^①は、原告に対し、多数の衣料品を代金100万円で売却した。

原告は、同年7月2日に被告^①宅に来た際、これらの衣料品のうちの一部を返還してきたが(着物4点、帯2点、洋服9点、法衣・作務衣4点、帽子4点、バッグ2点)、下記の法衣等は、いまだに返還されていない。

① 紫ちりめんコート 10万2900円

② 正絹道行コート 10万2900円

- ③ 白の法衣 6万5000円
- ④ 黒の法衣（冬物） 9万5000円
- ⑤ 黒の法衣（夏物） 8万円

上記①ないし⑤の売買代金合計は、44万5800円である。

(2) 原告の認否及び主張

衣料品を買った事実はない。被告^①に無理矢理衣料品を押しつけられ、持ち帰らないと講義を始めてもらえないため、やむなく持ち帰ったにすぎない。

なお、原告が持ち帰った衣料品は、すべて平成13年7月2日に返還している。

6 争点(6) (数珠等の売買があったか否か)

(1) 被告^①の主張

ア 袈裟・数珠の売買

被告^①は、平成13年6月16日ころ、原告に対し、袈裟2本（計4万円）と数珠2個（計1万6000円）を売り渡した。

イ 水晶玉の売買

被告^①は、平成13年6月9日ころ、原告に対し、下記的水晶玉を下記金額で売り渡した。

①二四節気健康運・金運の水晶玉セット 8万3800円（乙20）

②二四節気的水晶玉セット 8万7000円（乙21）

ウ 水晶玉の売買

被告^①は、平成13年6月15日ころ、原告に対し、下記的水晶玉を下記金額で売り渡した。

①健康愛情パワーの水晶玉セット 7万7500円（乙20）

②二四節気的水晶玉セット 4万7600円（乙21）

(2) 原告の認否及び主張

上記売買契約の成立はいずれも否認する。

原告は、平成13年6月26日、被告^①から、中等科修了の褒美として、数珠1個、袈裟1本の贈与を受けたことはあるが、数珠2個、袈裟2本の引渡は受けていない。

ただし、原告は、平成13年7月2日、被告^①から渡された上記数珠1個及び袈裟1本を同被告に返還している。

7 争点(7) (健康食品等の売買代金は支払われたか否か)

(1) 被告^①の主張

ア 被告^①は、原告に対し、平成13年6月9日、健康食品「^①」1組(2万4800円)、同月13日、同品2組(4万9600円)を売り渡した(乙23の①ないし③)。

イ 被告^①は、平成13年6月18日、原告に対し、塗布用クリーム「^①」(3150円)2箱を売り渡した(乙24の①)。

ウ 原告主張の代金支払は否認する。

(2) 原告の認否及び主張

ア 健康食品購入の事実は認めるが、代金はすべて支払済みである。すなわち、原告は、被告^①から、商品の引渡を受けた受講日の次の受講日に代金を支払った。

よって、被告^①が平成13年6月9日に売り渡したと主張する分については同月13日に、同月13日に売り渡したと主張する分については6月15日にそれぞれ商品代金を支払った。

イ 塗布用クリーム「^①」その他の関連商品を買った事実はあるが、代金はすべて支払済みである。

原告は、被告^①から、平成13年6月18日、^①1箱の贈与を受け、同月20日ころ、^①(2000円)を2個購入し、同日、商品代金4000円を支払った。

そして、原告は、被告^①から、同月26日、^①関連商品計13個を購入し、同日13個の商品代金合計2万7825円を支払った。

8 争点(8) (暴行の事実の有無)

(1) 被告^①の主張

原告は、平成13年7月2日、被告^①に対し、被告^①宅において、左手で被告^①の左手を殴打し、よって、被告^①に対し、左橈骨骨折の傷害を負わせた。

これにより、被告^①は、約9か月の治療を要し、現在もまだ通院中である。

原告が被告^①に対して支払うべき慰謝料は200万円を下らない。

(2) 原告の認否及び主張

被告^①主張の暴行の事実は否認する。

原告は、平成13年7月2日、「^①」、「^①」の名前が書かれた色紙の入った額2つ、修了証書、原告が持ち帰った着物や衣服類をすべて持ち、タクシーで、被告^①宅を訪れた。原告は、教室のある部屋に通されたが、床の上にこれら荷物の入った袋を置き、被告^①に対し、「(袋に入った荷物を)返します。学校は辞めます。」と伝えた。

被告^①は、「急にそんなこと言われても困る。」などと答えたが、原告は、「本件ログハウスを買えないから、帰ります。」と告げて、被告^①宅を退出した。被告^①と被告^②の妻が玄関先まで出てきたが、タクシーは間もなく発進した。

以上の一連のやり取りを通して、原告が被告^①宅についてから、被告^①宅を出るまでの間、原告は、一度も被告^①の体に接触していない。なお、原告に対する傷害被疑事件は、既に不起訴処分とされている。

9 争点(9) (契約の取消 (法4条3項2号, 同条1項2号, 詐欺), 無効 (公

序良俗違反)の各事由の有無)

(1) 被告^①の認否

原告の主張はいずれも争う。

(2) 原告の主張

ア 争点(1)(2)に係る契約について

争点(1)のテキスト1セット分については、平成13年7月28日、法4条3項2号及び詐欺を理由として取り消す旨の意思表示をした。

残りのテキスト1セット分については、平成14年8月30日、法4条3項2号及び詐欺を理由として取り消す旨の意思表示をした。

争点(2)の高等科の受講については、平成13年7月28日、法4条3項2号及び詐欺を理由として取り消す旨の意思表示をした。

また、争点(1)(2)について、テキストの購入を含む易学受講契約は、他の同業者の易学受講料に比して異常に高く、暴利行為であり公序良俗に違反して無効である。

イ 争点(3)(4)に係る契約について

争点(3)(4)に係る契約は、平成13年7月28日、法4条1項2号及び詐欺を理由として取り消す旨の意思表示をした。

争点(3)の印鑑について、原告が購入した印鑑セットの印鑑(計5本)は、いずれも象牙製であるところ、現在、一般に流通しており、購入可能な象牙製印鑑の価格は、1本当たり1万数千円程度から、高くても4ないし5万円程度である。このことは、開運をうたった印鑑についても同様である。

しかるに、本件において、原告が支払った印鑑代金は、5本で合計58万7000円であり、一般的な価格とは数倍もの価格差がある。

このように異常な価格差から見れば、原告が購入した印鑑セット購入代金が暴利に当たることは明らかである。

争点(4)の改名及びペンネームについて、被告^①が原告に対して請求した改名、ペンネーム作製費は、他の同業者による費用に比して、異常に高いものである。一般的に、姓名鑑定、改名等の代金は3万円前後である。ちなみに、被告^①自身が行っている改名、家相などの鑑定においても、その費用は、一般鑑定が1人約90分3万円、家相が5万円から、赤ちゃんの命名が3万円とされている。

しかるに、本件において、原告が支払った改名の費用は30万円、ペンネーム作製費用は50万6000円であり、上記広告の価格と比較して数倍から10倍もの価格差がある。

このように異常な価格差から見れば、原告に対する命名、ペンネーム作成費用が暴利であることは明らかである。

第3 当裁判所の判断

(本訴請求について)

1 争点(1)の① (本件易学受講契約について一法4条3項2号による取消の可否)

(1) 被告^①は、占いを業とし、命名、改名や結婚、転職、家相等の占い等を行う「^①易学院」を経営しており、原告は、別紙「出捐一覧表」記載の出捐をした当時、主婦であり、無職であったことは、当事者間に争いがなく、原告は、法2条1項に定める「消費者」に、被告^①は、同条2項に定める「事業者」に各該当すると認められる。

(2) 証拠(甲5ないし7、乙1、46、原告、被告^①)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、下記認定に反する乙46の記載部分及び被告^①の供述部分は採用できない。

ア 原告は、平成12年1月9日、夫が出張先の建設現場で転落事故により急死し、同年夏ころから、子供らが下宿等により家を出たため、一人暮らしをするようになり、突如として心の支えを失ったことから、茫然

自失となり、精神的に不安定な状態であった。

イ 平成13年5月下旬ころ、原告は、新聞の折り込み広告「
 」に掲載された 易学院の記事広告を見て、興味を持ち、将来
易の知識を生かして、人助けをしたいという漠然とした希望を持つよう
になり、被告^① 宅に電話をかけたところ、被告^① から、「6月2
日に来て下さい。」と言われ、同年6月2日に被告^① 宅を訪問する約
束をした。

ウ 原告は、同年6月2日、 易学院に赴き、被告^① としばらくの
間、世間話をしていたが、当日は、家で検討するためのパンフレットを
持ち帰る程度と考えていたため、とりあえず、被告^① に対し、
易学院で行われている講義の内容や費用等について尋ねたところ、その
間かされた費用が高額であることに驚き、資料の交付を求めたが、被告^①
 から、これは渡すものではないと断られた。

エ 次いで、原告は、費用が比較的かからない高等科からの受講の可否を
尋ねたところ、被告^① から、易の知識の有無につき質問された上、
易の知識が全くないとの返答に対し、「普通は、先生どうかお願いします
と私に言うのよ。」と言われたため、被告^① とこれ以上話を続けても
進展がないと考え、帰るつもりで、バッグを肩にかけて、「そしたら。」
言いながら、席を立とうとした。

オ すると、被告^① は、態度を変え、厳しい口調で、原告に対し、
「ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。」「貴女のために
時間を取っているのだから、勉強しなさい。」などと言って、原告を引き
止め、その後も、「貴女のために時間をとっているのだから。」などの発
言を繰り返した。

カ 原告は、被告^① の言動に困惑し、時間を割いて応対してくれた被
告^① に申し訳ないなどの気持ちから、受講を拒否することがためら

①
われ、結局、被告^①から、「勉強しなさい。」と言われたことに対し、「はい。」と返事をし、^①易学院における易学受講を承諾し、別紙「出捐一覧表」1記載の授業料内金3万円を支払い、その後、本件易学受講契約に基づき、別紙「出捐一覧表」2-1ないし4, 5-1, 2, 6-1, 2, 7-1ないし3記載の各金員を支払った（別紙「出捐一覧表」1, 2-1ないし3, 6-1, 2記載の各金員が支払われたことは、当事者間に争いがない。）。

(3) 法4条3項2号の「当該消費者を退去させないこと」とは、物理的なものであると、心理的なものであるとを問わず、当該消費者の退去を困難にさせた場合を意味すると解されるところ、上記認定の事実によれば、原告は、本件易学受講契約締結について勧誘を受けた際、被告^①に対し、勧誘場所である^①易学院から退去する旨の意思表示をしたにもかかわらず、被告^①の上記認定の言動により、困惑し、心理的に退去困難な状態に陥らされ、その結果、本件易学受講契約を締結することを承諾したものと認められ、原告の本件易学受講契約承諾の意思表示については、法4条3項2号の取消事由があるというべきである。

(4) 甲2の①②によれば、平成13年7月28日到達の書面で、原告が、被告^①に対し、本件易学受講契約を法4条3項2号により取り消す旨の意思表示をしたことが認められる。

(5) したがって、被告^①は、原告に対し、不当利得として、別紙「出捐一覧表」1, 2-1ないし4, 5-1, 2, 6-1, 2, 7-1ないし3の合計額190万円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

2 争点(2)の①（本件付随契約について一法4条1項2号による取消の可否）

(1) 証拠（甲5ないし7, 乙46, 原告, 被告^①）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、下記認定に反する乙46の記載部分及び被

告^①の供述部分は採用できない。

ア 原告は、平成13年6月2日、普通科の講義を受け、講義が一段落して休憩時間となった際、被告^①が、原告の姓名鑑定を始め、原告の「^①」という名前について、「貴女の名前はおかしい。」などと言い出し、「貴女の親はひどい親だ。貴女は、親に『いらぬ子供だ』と名前を付けられた。」「名前を変えたら貴女の運勢は良くなる。」「夫が亡くなったのも貴女のせいだ。この名前のせいだ。」などと言って、改名するよう執拗に勧められ、さらに、被告^①から、「仕事をするのにペンネームが必要です。政治家や芸能人はペンネームを使って立派になった。貴女もお金が必要でしょう。ペンネームを作りなさい。絶対今の運勢より良くなるから。」などと言われ、名前を変えたり、ペンネームを作らなければいけないという被告^①の言葉を信じ込んでしまった。

イ さらに、被告^①は、原告に対し、「どんな印鑑を持っていますか。」と話題を向け、原告が、「普通の印鑑です。」と答えたところ、「普通の物ではいけない。」「印鑑と名前はその人の顔です。良い印鑑を持つと、名前同様に運命が変わります。絶対に印鑑は良い印鑑が必要です。^①宗のお坊さんだった人に製作を依頼します。私を信じなさい。私が何日も祈願してあげます。」などと言って、原告の印鑑セット（実印、銀行印、認印）及びペンネームの印鑑セット（実印、認印）の製作と祈禱を申し込むよう勧誘した。

ウ 原告は、被告^①の言葉を信じ込んでしまった結果、被告^①に対し、改名（「^①」と改名）とペンネーム（^①）の作成及び印鑑購入を承諾し、改名及びペンネーム作成契約、印鑑製作及び祈禱に関する契約を締結し、平成13年6月4日から同月9日までの間に、別紙「出捐一覧表」2-5及び6, 3, 4記載のとおり、合計138万3000円を支払った。

(2) 上記認定の事実によれば、原告は、改名及びペンネーム作成契約や印鑑購入契約の締結につき、被告^①から勧誘を受けるに際し、被告^①から、改名、ペンネーム、印鑑に関して、改名及びペンネーム作成、印鑑製作、祈祷をすれば、原告の運勢や将来の生活状態が必ず好転するという趣旨の説明を受け、運勢や将来の生活状態という変動が不確実な事項につき断定的判断の提供がされたことにより、上記提供された断定的判断の内容が確実であると誤認して、上記各契約を締結し、上記出捐を行ったものと認められる。

なお、被告^①は、印鑑については、印鑑製作の取り次ぎを受託しただけであり、印鑑製作の請負契約は、被告^①の取次により、原告と[■]易学院との間で成立していると主張するが、上記認定のとおり、印鑑製作に関する契約（印鑑購入契約）は、原告と被告^①との間で成立していると認められ、現実に製作する主体は、上記契約についての被告^①の履行補助者と解されるから（乙14、15によっても、上記認定を左右するに足りない。）、被告^①の主張は採用できない。

(3) 甲2の①②によれば、平成13年7月28日到達の書面で、原告が、被告^①に対し、改名、ペンネーム作成、印鑑購入契約を法4条1項2号により取り消す旨の意思表示をしたことが認められる。

(4) したがって、被告^①は、原告に対し、不当利得として、別紙「出捐一覧表」2-5及び6、3、4記載の合計額138万3000円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

3 争点(3)の①（ログハウス購入代金の内金に関する返還義務ないし賠償義務について—売買契約の成否）

(1) 証拠（甲1、7、乙8、46、47、51、原告、被告^①、被告^②）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、下記認定に反する

被告^①の供述部分は採用できない。

ア 原告は、^①易学院での易学受講の合間等、ことある毎に、被告^①から、^①にあるログハウス（以下「本件ログハウス」という。）を購入しないかという勧誘を受けていたが、1戸建を購入する意思を有していなかったため、到底そのような資力がないと言って、本件ログハウスの購入を拒否し続けてきた。

イ 原告は、平成13年6月29日、^①易学院において、被告^①から、「今いくらある。」と尋ねられ、2000万円位ある旨答えたところ、被告^①から、「^①にあるログハウスを1700万円で買いなさい。」などと勧誘を受けた。

ウ 原告は、被告^①に対し、「お金がなくなる。」「大学生の息子へ授業料の仕送りが出来なくなる。」と反論したが、被告^①から、「ログハウスは、貴女が学院の生徒だから売るので。」「自分には会社の社長さんの知り合いがたくさんある。私が貴女をパーティーに連れて行って、貴女の身の立つように社長さんに紹介してあげる。」「私に委せなさい。あなた達が食べていくことぐらいの面倒は私が見ます」「絶対に悪いようにはしない。」などと執拗に、本件ログハウスの購入を勧められ、原告が、「本当に面倒を見てくれるのですか。」と尋ねると、「私を信じなさい。」「因縁がそうさせるのだ。」などと言い、さらに、「布団だけ持ってくれば生活できる。」「私を信用して、私にまかせなさい。」などと言われ、本件ログハウスの購入を勧められた。

エ 被告^①の執拗な勧誘を受けた結果、原告は、被告^①の言葉を信じ込み、被告^①が最終的には自分達の生活の面倒を見てくれるものであると思い、本件ログハウスの購入を考えるに至った。

オ 被告^①は、上記勧誘の最中、電話をかけるため何度か勧誘を中断していたが、被告^②に電話をかけた際、被告^②から、本件ログハウ

- スについて見学者がいる旨の話聞いたため、原告に内金を支払うよう
要求し、売買代金の内金として200万円を支払うことを承諾させた。
- カ なお、その際、原告は、被告^①から、本件ログハウスについて、
「普通は、3千数百万円はするものだが、とても安くなっている。」「風
水で見ると、とてもよい立地条件である。」などの説明を受けた。
- キ しかし、原告は、被告^①から、本件ログハウスの所在地や土地・
建物の広さ等、売買の目的となっている不動産に関する具体的な説明は
一切受けず、売買契約書等の書面も一切作成されなかった。
- ク こうして、原告は、同年6月30日、本件ログハウス購入の内金とし
て、200万円を^①易学院に持参し、被告^①に交付した（なお、
領収証（甲1）では、「手付金」となっている。）。
- キ その際、原告は、被告^①から、被告^①名義ではなく、被告^②
^①名義の領収証の交付を受けたため、被告^①に対し、領収証の名義
人が被告^②であることについて尋ねたところ、被告^①から、自分
の本名が^②であること、本件ログハウスの名義が被告^②名義になっ
ているためであるとの説明を受けた。
- ク 同年6月30日、原告は、被告^①、被告^②らとともに本件ログ
ハウスの下見に出かけることになっていたため、一旦家に帰り、再度被
告^①宅を訪れたところ、被告^①が、態度を変え、「本件ログハウ
スは、1700万円では売れない。」などと言い始め、当初の売買代金1
700万円に加えて、本件ログハウスに備え付けられた家具代金として、
さらに250万円を支払うよう言われた。
- ケ 原告は、被告^①の上記申出を断ったところ、被告^①から、さ
らに、「息子は、こんな金額では売れないと言っている。」と言い始め、
本件ログハウスの売買代金残金を2270万円に変更すると言われた。
- コ 原告は、上記売買代金の変更を到底承諾できなかったことから、被告

①
■^①に対し、本件ログハウスの購入を断ったが、被告■^①から、
「ログハウスの下見に行くことは、既に約束していることだ。」と言われ
たため、やむを得ず、被告■^①や被告■^②らとともに、■^①方面へ
出かけた。

サ 原告は、本件ログハウスを見学したが、本件ログハウスが、被告■^①
■^①が説明したようなすばらしい物件とは思えなかった。

シ 被告■^②は、原告に対し、本件ログハウスについて、「本当は売ら
ないが、原告が■^②易学院の生徒だから売なのだ。」などと言い、また、
本件ログハウスの価格が値上げされた理由として、内装に多額の費用を
かけているため、上記程度の金額が必要である旨説明した。

ス こうして、原告は、被告■^①や被告■^②から、2日後に売買代金の
一部として700万円を持ってくるよう要求されたが、自宅に帰って冷
静に考えたところ、本件ログハウスを購入しなければならなくなったの
は、自分が■^②易学院の生徒であるからだと分かったため、平成13年
7月2日、被告■^①宅に行き、被告■^①に対し、「■^②易学院を辞め
る。本件ログハウスは買えない。」旨伝えた。

- (2) 一般に、不動産の売買契約の成立が認められるためには、口頭の合意で
は足りず、正式の売買契約書の作成ないしはそれに匹敵する書類の作成、
あるいは手付金ないし内金の交付の一方あるいは双方を必要とすると解さ
れているところ（たとえば、東京高裁昭和50年6月30日判決、判例時
報790号63頁）、上記認定の事実によれば、本件ログハウスの売買契約
については、売買契約書等の書面が一切作成されていないものの（この点
は、当事者間に争いがない。）、原告は、本件ログハウス購入の内金として、
200万円を被告■^①に交付しており、同事実からすると、上記見解に
よっても、本件ログハウスの売買契約が成立していると解する余地がある
（もっとも、不動産売買契約の成立が認められるためには、書面の作成と

手付金の交付が必要であると解する見解を取ると（名古屋地裁平成4年10月28日判決，金融商事判例918号35頁），売買契約書等の書面が作成されていない以上，本件ログハウスの売買契約の成立は否定されることになる。）。

(3) しかし，原告が，本件ログハウス購入の内金として，200万円を被告^①に交付するに至った経緯は，上記認定のとおりであり，また，同交付の際，売買代金額が確定していたとまでいえるかどうかは疑問があり，かつ，原告は，本件ログハウスの所在地や土地・建物の広さ等，売買の目的となっている不動産に関する具体的な説明も一切受けておらず，被告^①に急かされて，いわれるまま，200万円を交付したことなどからすると，200万円を被告^①に交付した段階においては，原告は，本件ログハウスを購入しようかという程度の漠然とした考えは有していたとしても，未だ本件ログハウスの売買契約を確定的に成立させるという意識まではなかったものと推認され，そのような主観的・客観的状況の下になされた金員の交付を売買契約成立認定の重要な要素として考慮するのは相当でなく，上記金員の交付によっては，売買契約の成立を認めることはできず，他に売買契約の成立を認めるに足りる証拠はない。

(4) したがって，原告が，本件ログハウス購入の内金として，200万円を被告^①に交付した段階においては，未だ売買契約は成立しておらず，その後原告は，本件ログハウスの下見に出かける際，被告^①から，売買代金増額の要求を受け，結局，売買契約締結を拒否することを決意し，平成13年7月2日，その旨被告^①に伝えたことが認められる。

(5) 被告らは，本件ログハウスを下見にいった日（6月30日），被告^②と原告との間で1700万円での売買契約が口頭で成立したと主張するが，被告ら主張の日に売買契約が成立したことを認めるに足りる証拠はない。

(6) そして，被告^②が本件ログハウスの所有者であることや，被告^①

と被告^②の身分関係，本件ログハウス売買に関する被告らの言動等を考慮すると，被告らは，共同売主（被告^①については，他人物売買となる。）としての立場で，原告に対し，本件ログハウス購入を勧誘したものと認められるから，上記200万円は，被告ら兩名に交付されたと解するのが相当である。

上記認定のとおり，平成13年7月2日の時点で，本件ログハウス売買契約が成立する余地がなくなったから，被告らは，不当利得として，連帯して（不可分の物件に対する対価の一部と評価できる性質の金員であるから，連帯して不当利得返還義務を負うと解する。），上記200万円を原告に返還する義務がある。

- (7) したがって，被告らは，原告に対し，連帯して，200万円及びこれに対する平成13年8月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

(反訴請求について)

- 1 争点(9)(テキスト2セットの売買代金支払請求につき，法4条3項2号による取消の可否)

(1) 被告^①が，平成13年6月2日ころ，原告に対し，テキスト2セットを39万円で売り渡したことは，当事者間に争いがない。

(2) そして，テキスト2セットの売買契約は，本件易学受講契約に伴うものであると認められるところ，本件易学受講契約は，上記本訴請求に対する判断のとおり，原告により，取り消されたから，被告^①は，本件易学受講契約に基づいて，テキスト2セットの売買代金の支払を求めることはできない。

(3) したがって，被告^①のテキスト2セットの売買代金支払請求は，その余の点を判断するまでもなく，理由がない。

- 2 争点(9) (受講料支払請求につき，法4条3項2号による取消の可否)

- (1) 原告が、被告^①が主宰する易学院の高等科及び師範科の受講を申し込んだことは、当事者間に争いがない。
 - (2) そして、上記受講料は、本件易学受講契約に伴うものであると認められるところ、本件易学受講契約は、上記本訴請求に対する判断のとおり、原告により、取り消されたから、被告^①は、本件易学受講契約に基づいて、上記受講料の支払を求めることはできない。
 - (3) したがって、被告^①の上記受講料支払請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。
- 3 争点(9) (印鑑代立替による求償金支払請求につき、法4条1項2号による取消の可否)
- (1) 印鑑製作の事実は、当事者間に争いがない。
 - (2) 印鑑購入契約 (なお、印鑑製作契約に関する被告^①の主張が採用できないことは、上記認定のとおりである。) は、上記本訴請求に対する判断のとおり、原告により、取り消されたから、被告^①は、印鑑代立替による求償金として、印鑑代の支払を求めることはできない。
 - (3) したがって、被告^①の上記印鑑代支払請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。
- 4 争点(9)(改名・ペンネーム代支払請求につき、法4条1項2号による取消の可否)
- (1) 原告が被告^①から改名「^①」とペンネーム「^①」の付与を受けたこと及び改名の代金が30万円であることは、当事者間に争いがない。
 - (2) 改名及びペンネーム作成契約は、上記本訴請求に対する判断のとおり、原告により、取り消されたから、被告^①は、上記契約に基づいて、代金支払を求めることはできない。
 - (3) したがって、被告^①の上記改名・ペンネーム代支払請求は、その余

の点を判断するまでもなく、理由がない。

5 争点(5) (法衣等の売買があったか否か)

(1) 被告^①は、平成13年6月下旬ころ、原告に対し、多数の衣料品を代金100万円で売却したと主張し、被告^①は、平成13年6月ころ、原告が、自ら、いろいろな法衣やコート等を着てはしゃぎ、10数点の衣服を100万円で分けてほしいと言いだしたので、これを了承したと供述する(乙46、被告^①)。

(2) これに対し、原告は、被告^①から、衣料品を持って帰るようしつこく言われたので、仕方なく、「持って帰って家に置いておきましょう。」と言って、持って帰った旨供述する(甲7、原告)。

(3) 原告及び被告^①の各供述は、いずれも客観的な裏付けに欠け、いずれの供述が真実であるかを判断することは困難であるが、少なくとも、法衣等につき、売買契約書等の書類は作成されておらず、法衣等交付当時、明確に売買代金額についての話し合いがあったのかも疑問であり、平成13年6月下旬ころ、原告と被告^①との間で、その主張の法衣等につき、被告^①の供述によっては、上記売買契約が成立したことを認めるに足りず、他に上記事実を認めるに足りる証拠はない。

(4) したがって、被告^①の法衣等の売買代金支払請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

6 争点(6) (数珠等の売買があったか否か)

(1) 被告^①は、原告に対し、袈裟・数珠・水晶玉を売り渡したと主張し、被告^①は、上記主張に沿う供述をする(乙46、51、被告^①)。

(2) これに対し、原告は、平成13年6月26日、被告^①から、中等科修了の褒美として、数珠1個、袈裟1本の贈与を受けたことはあるが、数珠2個、袈裟2本の引渡は受けておらず、水晶玉については、買ったことも、引渡を受けたこともないと供述する(甲7、原告)。

(3) 原告及び被告^①の各供述は、いずれも客観的な裏付けに欠け、いずれの供述が真実であるかを判断することは困難であるが、少なくとも、数珠等につき、売買契約書等の書類は作成されておらず、数珠1個、袈裟1本以外の品物については、原告に交付されたかどうかも疑問であり、被告^①主張の数珠等の売買契約については、その証明が不十分であるといわなければならない。

(4) したがって、被告^①の数珠等の売買代金支払請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

7 争点(7) (健康食品等の売買代金は支払われたか否か)

(1) 健康食品等の売買契約成立については、当事者間に争いがない。

(2) 原告は、代金はすべて支払済みであると主張し、原告も上記主張に沿う供述をするが(甲7, 原告)、同供述を裏付けるに足りる証拠はなく、その証明が不十分であるといわなければならない。

(3) したがって、原告は、被告^①に対し、健康食品等の売買代金合計額8万0700円及びこれに対する平成14年5月25日(反訴状送達の日)の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

8 争点(8) (暴行の事実の有無)

(1) 被告^①は、「平成13年7月2日、被告^②の妻から、原告が、怖い顔をして、荷物を持って、教室に入ってしまったと聞き、教室に入ったところ、原告が、荷物を放り投げて、訳の分からないことをわめいていた。原告が投げつけた額(改名が記載されている。)を手に持った拍子に、左側にいた原告が、自分の左手首を手刀みたいな感じで叩いた。その時持っていた額を落としたが、額に入っていたガラスは割れなかった。入口にある電話で、被告^②に対し、原告を捕まえるように言っているすきに、原告は、自分をつきころがして、タクシーに乗って帰った。当初は湿布で治る

と思っていたが、だんだんひどくなったので、2日後の7月4日に病院に行った。原告に叩かれた手を病院で診断してもらったところ、骨折の疑いがあるとのことであった。原告がどちらの手で叩いたのかははっきり覚えていないが、右手でなかったかと思う。反訴状で、『原告が左手で殴打した。』と記載されている理由は分からない。」と供述し（乙46, 51, 被告^① 〇〇〇〇）, 乙27中の平成13年7月4日付け診断書には、「病名 左手関節部打撲」との記載がある。なお、乙10（平成13年10月5日付け診断書）には、「病名 左手橈骨骨折」との記載がある。

(2) これに対し、原告は、「平成13年7月2日、本件ログハウスの購入と易学の勉強を断るため、これまで被告^① 〇〇〇〇の家から持って帰った物をすべて持ち、タクシーで、被告^① 〇〇〇〇宅を訪れた。原告は、教室において、被告^① 〇〇〇〇に対し、『本件ログハウスは買えないので、お断りします。易学院も辞めさせてもらう。でも印鑑は返して下さい。』と言った。この時原告と被告^① 〇〇〇〇との距離は、1メートル位離れていた。教室に入ってから、出るまでの間、一度も被告^① 〇〇〇〇の体に接触していない。」旨供述する（原告）。

(3) 上記被告^① 〇〇〇〇の供述と原告の供述の真実性を対比検討するに、乙27中の平成13年7月4日付け診断書の存在は、一応上記被告^① 〇〇〇〇の供述を裏付ける証拠であるといえる。

(4) しかし、まず、被告^① 〇〇〇〇の供述によっても、原告が、いきなり額を持っている被告^① 〇〇〇〇の左手首を叩いた動機・理由が判然とせず、原告がそのような暴行に及んだとすれば、かなり了解困難な行動であり、また、乙27によれば、被告^① 〇〇〇〇は、〇〇〇〇検察審査会に対し、「原告が左手で殴打した。」と申立てしており、反訴状にも同様の主張が記載されているにもかかわらず（なお、原告は右利きである（原告）、）、当裁判所においては、「右手でなかったかと思う。」と供述し、その基本的な暴行の態様についての供

述には、些細とはいえない変遷あるいはあいまいさが見られ（なお、被告^①の平成14年1月21日付け準備書面においては、暴行の態様が、「原告は、平成13年7月2日、突然テキスト1セット及び法衣を持参してきて、『もう、辞める。』と言って、これらの品物を被告^①に投げつけるように渡し、これを手にしようとした被告^①の腕辺りを殴打した。」という内容となっており、被告^①が法廷で供述する暴行の態様とも若干異なる。）、さらに、被告^①が、病院に行ったのは、暴行があったとされる日の2日後であり、その間、別の理由により被告^①が左手を負傷した可能性も否定できないこと、原告に対する傷害被疑事件は、不起訴処分となっていることなどを考え併せると、被告^①の供述や乙27中の診断書その他乙10、26の①ないし③によっては、被告^①主張の暴行の事実を認めるに足りず、他に上記主張事実を認めるに足りる証拠はない。

- (5) 結局、被告^①主張の原告の暴行については、その証明が不十分であるから、被告^①の本件損害賠償請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

第4 結論

よって、原告の本訴請求は、理由があり、被告^①の反訴請求は、主文第3項の限度で理由がある。

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部

裁 判 官 安 達 嗣 雄

出捐一覧表

番号	出捐日	金額	内容
1	平成13年6月2日	30,000 円	授業料内金
2-1	同年6月4日	50,000 円	入会金
2-2	"	170,000 円	普通科授業料残金
2-3	"	10,000 円	普通科諸費用
2-4	"	195,000 円	書籍代(5冊分)
2-5	"	300,000 円	原告改名代
2-6	"	50,000 円	原告ペンネーム代内金
3	同年6月6日	455,000 円	原告ペンネーム代残金
4	同年6月9日	578,000 円	原告印鑑セ * (実印・銀行印・認印) 及びペンネーム「 」印鑑(実印・認印) の製作並びに各印鑑の祈禱料の合計
5-1	同年6月16日	350,000 円	高等科授業料
5-2	"	35,000 円	高等科諸費用
6-1	同年6月19日	200,000 円	中等科授業料
6-2	"	35,000 円	中等科諸費用
7-1	同年6月22日	700,000 円	師範科授業料
7-2	"	25,000 円	師範科諸費用
7-3	"	100,000 円	師範科試験料
	合 計	3,283,000 円	

これは正本である。

平成15年10月24日

神戸地方裁判所尼崎支部

裁判所書記官 神 野 直 伸

